

(公財)日本体操協会並びに愛知体操協会への登録について【トランポリン】

1 登録の区分

(1) 団体登録

ア 所属団体: JGA-Web 登録

(公財)日本体操協会(以下、JGA)、西日本トランポリン協会、日本学生トランポリン競技連盟、全国高等学校トランポリン連盟、東海体操協会、愛知体操協会(以下、本会)の主催大会に参加する団体は、トランポリン競技種別での所属団体登録および選手、有資格指導者(トランポリンコーチまたは普及指導員)登録が義務づけられています。団体の名称変更・廃部抹消は JGA への申請が必要です。

(2) 選手登録

ア 登録する所属団体で活動している選手(ダブルミニトランポリン、タンブリング含む)が対象です。

イ 全国シャトル競技大会、全国スペシャル交流会の参加者も選手登録が必要です。

ウ 大会のうち、愛知県大会のBクラス相当のみに参加する選手は、選手登録の必要はありませんが、上記の1(1)アに該当するトランポリン競技種別の所属団体へ属していることが条件です。

(3) 指導者登録

ア トランポリンコーチ資格、普及指導員資格を保有する方が対象です。

イ 登録申請は、所属団体が一括で行います。

ウ 所属のない指導者は、自身で所属団体登録をするか、既存の所属団体へ属してください。

エ 選手と指導者を兼ねる方は、所属区分を「選手・指導者」としてください。

オ JGA 役員、委員の方は、JGA の通知に従い個人で登録申請をしてください。

(4) 審判登録

ア 公認審判員(1~3種)およびシャトル競技審判員資格を保有する方が対象です。

イ 登録申請は、個人で行います。

ウ ダブルミニトランポリン審判員、タンブリング審判員の登録は、JGA 事務局へ申請をしてください。

2 登録料

(1) 団体登録料(単位:円 トランポリン競技種別1団体に対する金額)

区分	金額	区分	金額
男子のみ	15,000	男子および女子	15,000
女子のみ	15,000		

(2) 個人登録料(単位:円 個人1名に対する金額)

ア 選手登録料

区分	金額	区分	金額
小・中学生	1,500	高校生	1,700
社会人/大学生	2,000	愛好者	登録不要

〔留意点〕①愛好者は、愛知県大会のAクラスに参加することができません。

②愛好者が各種事業に参加する場合、費用が選手と異なる場合があります。

③大会出場時にダブルネームを使用する選手は、先に体操競技または新体操団体に属し、トランポリン競技団体へ副登録をしてください。(トランポリン競技団体へ主登録する選手は、副登録ができません)

イ 役員・指導者登録料

区分	金額	区分	金額
指導者/選手・指導者	3,500	JGA役員	12,000
資格	コーチ	JGA委員	7,000
	普及指導員	役員	4,000

〔留意点〕①普及指導員およびコーチ資格の登録申請は、所属団体が一括で行います。

②資格登録は、指導者登録をした後に該当の資格申請をしてください。

③コーチの方は、コーチ資格のみ申請をしてください。(普及指導員資格の別申請不要)

④上表のうち複数区分に該当する方は、区分ごとに登録をしてください。登録料総額は、最高額区分に収まるよう自動調整されます。

⑤JGA 役員および委員、役員の金額にはブロック体操協会登録料が含まれないため、上記④の登録料総額が、最高区分より300円(東海ブロック体操協会登録料)高くなる場合があります。

ウ 審判登録料

区分	金額	区分	金額
1種継続	2,000	1種新規	5,000
2種継続	2,000	2種新規	2,000
3種継続	2,000	3種新規	2,000
シャトル競技	1,000	(新規、継続問わず一律)	

〔留意点〕①指導者登録も並行する場合は、先に指導者登録をしてください。

②公認審判員とシャトル競技審判員をともに保有する方は、先に公認審判員登録をし、JGA 事務局へシャトル競技審判員の追加申請をしてください。